

■議案第80号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について

【要旨】

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年6月30日に公布されたことに伴い、関連する事項について「四万十町税条例」の一部を改正するもの。

【条例改正内容】

1. 各種町税の不申告等に対する過料の変更等(税条例第26条・36条の4・53条の10・65条・75条・88条・100条の2・105条の2・107条・133条・139条の2関係)

経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点等から、国税の罰則見直しの内容等を踏まえ、地方税全般についても罰則の改正がされ、本条例で規定している各種町税の不申告等に対する過料についても、改正に伴い3万円から10万円に改正するもの。また、たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、申告書を提出期限までに正当な理由がなく提出しなかった場合に過料を課すことを新たに規定した。

2. 個人住民税の控除対象寄附金の拡大(税条例第34条の7・附則第7条の4・16条の3・16条の4・17条・18条・19条・20条の2・20条の4関係)

寄附文化の裾野を広げる目的で、寄付金税額控除の適用下限額を引き下げ、これまでの5,000円から2,000円に変更すること等に供なうもの。

3. 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例(附則第8条関係)

肉用牛の売却による農業所得の免税措置について、一部見直しを行い、平成24年度までの適用年限を平成27年度まで、3年間延長することに供なうもの。

4. 平成23年12月31日までの上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率(町民税1.8%)の特例を2年間延長(平成20年条例第25号改正附則第2条関係)

現行の10%軽減税率(所得税7%・住民税3%)について、平成24年から20%本則税率化すると景気・物価・株価に悪影響を与える可能性があり、景気回復に万全を期すため、この特例措置を平成25年12月31日まで延長することに供なうもの。

5. 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を平成25年1月1日から2年間延長(平成22年条例第9号改正附則第1条・第2条関係)

前記の10%軽減税率の延長に伴い、この特例措置の終了とセットで実施するものとしていた平成25年1月1日からの施行を平成27年まで、2年間延長することに供なうもの。

【平成23年度における地方税法改正の経過】

平成23年度の地方税制見直しに供なう地方税法改正については、平成23年1月28日第177回通常国会に「地方税法等の一部を改正する法律案」が提出され審議が行われてきたところですが、公布・施行が同年4月1日後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避する観点から3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に6月30日まで延長する措置を講じた「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」が3月31日に公布された。

また、平成23年3月11日の東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、同年4月19日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が提出され、4月27日に公布されたところです。

その後、平成23年6月10日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」及び1月28日提出の地方税法等の一部を改正する法律案修正である「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が提出され、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」については6月30日に公布されました。また、地方税法等の一部を改正する法律案修正の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」については、現在審議中です。